

KYOTO GREEN SESSION運営補助業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

京都市建設局みどり政策推進室

○目次

1. 公募の概要	2
2. 公募スケジュール	2
3. 連絡先・書類提出先	3
4. 参加資格要件	3
5. 質問受付	3
6. 参加申込・企画提案	4
7. 審査	4
8. 契約の締結	5
9. 失格・無効となる場合	5
10. 留意事項	5

○別紙一覧

- (別紙1) 仕様書
- (別紙2) 審査基準

○様式一覧

- (第1号様式) 参加申込書
- (第2号様式) 会社概要調書
- (第3号様式) 業務実施体制調書
- (第4号様式) 技術者経歴書
- (第5号様式) 参加資格要件に係る申立書
- (第6号様式) 企画提案書

1. 公募の概要

(1) 目的

本業務は、令和8年4月に策定した「京都市みどりの基本計画2026」に掲げた「みどりの質の充実」や「多様な連携」を推進するために、「KYOTO GREEN SESSION」を計4回開催し、そこで得たアイデアやノウハウを「KYOTO GREEN IDEA」としてとりまとめるものである。

「KYOTO GREEN SESSION」は、対話・学び合いの場で、参加者は、京都市内でみどりに関する取組を展開し、みどりに関する造詣が深い庭師、企業、団体、学識者等とする。

「KYOTO GREEN IDEA」は、京都市において質の高いみどりを生み出すためのアイデア集であり、広く市民や企業等に発信していくために制作する。

本業務の要点は、京都ならではの質の高いみどりの在り方やそれを創出・保全していくためのアイデアやノウハウを検討し、とりまとめることにあり、その的確かつ迅速な履行には、造園や京都の庭園文化等に関する幅広い専門知識や豊富な経験を要するため、公募型プロポーザル方式による選定を実施する。

※京都市情報館「京都市みどりの基本計画2026」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000339539.html>

(2) 業務名

KYOTO GREEN SESSION運営補助業務委託

(3) 業務内容

〔別紙1〕仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日(水)まで

(5) 事業費(提案限度額)

3,600,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2. 公募スケジュール

内容	日程
実施要領の公表(公募開始)	6月30日(火)
質問受付 期限	7月2日(木)
質問への回答の公開	7月6日(月)
参加申込・企画提案 期限	7月13日(月)
審査結果の通知	7月21日(火)
契約締結	7月22日(水)以降

3. 連絡先・書類提出先

本公募に関する連絡先は下記のとおりである。以降の項目で指定する各書類についても、下記の宛先まで提出すること。

担当	京都市建設局みどり政策推進室 企画担当
所在地	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎3階（専用郵便番号につき、郵送時は所在地の記入不要）
電話	075-222-4114
メール	ryokusei@city.kyoto.lg.jp
* 電話連絡の受付時間は、平日の9時00分から17時00分とする。	

4. 参加資格要件

本公募に参加申込を行う事業者(以下「参加者」という。)は、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 入札参加資格

- 本市の『[令和8～11年度京都市競争入札参加有資格者名簿 種目別名簿\(測量・設計等関係\)](#)』において、種目「土木設計(土木関係建設コンサルタント)」での登録があること。
- 本市内に本店を有すること。
- 本市又は他の地方公共団体において、競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- 建設コンサルタント登録規程に規定する登録部門のうち、「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」または「総合技術監理部門」の選択科目における「都市及び地方計画」に係る技術士の資格を取得している者を管理技術者として配置し得ること。

(2) その他

- 法人又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者、又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)又は第198条(賄賂)に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

5. 質問受付

参加申込に当たり疑義があるときは、以下のとおり質問の受付及び回答を行う。

(1) 質問方法

- 質問方法は電子メール(任意様式)とする。訪問、電話等による質問は受け付けない。
- 電子メールの送信後、電話により受信確認を行うこと。
- メール の件名は「【質問】KYOTO GREEN SESSION公募型プロポーザル」とし、メー

ル本文には会社名、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

(2) 受付期限

令和8年7月2日(木) 17時00分まで

(3) 回答方法

- 回答は、令和8年7月6日(月)頃までに京都市情報館上で公開する。
【公開ページ】<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000355645.html>
- 公開した回答は、本募集要項に対する追記、修正又は変更事項として取扱う。

6. 参加申込・企画提案

参加申込及び企画提案の手続きは、以下のとおり行う。

(1) 参加申込及び企画提案方法

- 参加申込は、電子メールによる提出書類の送付をもって行う。訪問、郵送等による提出は受け付けない。
- 以下の提出書類を一つのPDFファイルにまとめ、電子メールに添付すること。
- 電子メールの送信後、電話により受信確認を行うこと。
- メールの件名は「【参加申込】KYOTO GREEN SESSION公募型プロポーザル」とし、本文には会社名、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

表1. 参加申込時の提出書類

	様式	名称	備考
1	第1号様式	参加申込書	-
2	(任意)	見積書(内訳書付)	第1号様式の添付書類
3	第2号様式	会社概要調書	-
4	第3号様式	業務実施体制調書	-
5	第4号様式	技術者経歴書	各技術者につき1部
6	第5号様式	参加資格要件に係る申立書	-
7	第6号様式	企画提案書	

(2) 受付期限

令和8年7月13日(月) 17時00分

7. 審査

(1) 審査方法

- 審査は、参加者より提出された様式第1号から第6号に基づいて実施する。
- 審査項目の詳細は、〔別紙2〕審査基準に示すとおり。
- 本プロポーザルは、参加する者が一社のみであっても、成立するものとする。
- 評価項目の合計点が60点を下回る場合は、参加する者が一社のみであっても、契約候補者として選定しない。

(2) 審査委員(4名)

- 建設局みどり政策推進室 室長
- 建設局みどり政策推進室 事業促進担当部長
- 建設局みどり政策推進室 みどり企画課長

- ・ 建設局みどり政策推進室 公園管理課長

(3) 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、7月21日(火)に参加者全員に対して電子メールにより通知する。
- ・ 契約締結後に、各参加者の名称及び審査結果を京都市情報館で公表する。

8. 契約の締結

- ・ 審査の結果選定された受託候補者とは、評価した技術提案書に基づき協議を行ったうえで、仕様書を再度作成し、業務委託契約を締結する。
- ・ 受託候補者との協議が整わない場合、評価点が第2位となる次点候補者と契約に関する協議を行う。
- ・ 提案内容を適切に反映した業務委託仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法等について提案を求めることがある。
- ・ 必要に応じて、提出された見積価格と異なる価格で契約することがある。

9. 失格・無効となる場合

- ・ 参加資格要件を満たさないか、参加申込以降に満たさなくなったとき。
- ・ 提出書類が提出期限、提出先及び提出方法に適合しないとき。
- ・ 提出書類が指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないとき。
- ・ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ・ 仕様書の要件を満たしていないとき。
- ・ 見積金額が、本実施要領に示す提案限度額を超えるとき。

10. 留意事項

(1) 提出書類関係

- ・ 公募に際して参加者が本市に提出する書類(以下「提出書類」という。)に係る著作権は、参加者に帰属する。第三者の著作物を使用する場合に必要な手続きは参加者が全て行い、その使用に関する責は参加者に帰する。
- ・ 提出書類の作成及び提出に要する費用、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- ・ 提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けない。
- ・ 提出書類は、本件以外を目的に使用しない。また、全て返却しない。

(2) 契約関係

- ・ 契約金額は、受託者が提示した見積額を基本とする。ただし、契約内容に関する協議において、本市が受託候補者からの企画提案内容以上の業務を求めた場合は、その限りではない。
- ・ 企画提案内容は実現を確約したものとみなし、その実現に見積額以上の費用が必要となった場合は、全て受託者の負担とする。
- ・ 受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。